

経 済 産 業 省

20191108製局第1号
令和元年11月11日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長



タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長から令和元年11月8日付け警察庁丙組組企発第215号、警察庁警備局長から令和元年11月8日付け警察庁丙備企発第194号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

警察庁によると、当該要請の趣旨は、外務大臣が令和元年11月8日付け外務省告示第195号により、国家公安委員会委員長が令和元年11月8日付け国家公安委員会告示第41号によりタリバーン関係者等のリストの改正（別表）を行ったところ、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号。以下、犯罪収益移転防止法）第8条に基づく疑わしい取引の届出義務を徹底されたいというものです。

ISIL及びその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について、犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行の徹底を求めるものです。

なお、最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、タリバーン関係者等との一定の取引について、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成26年法律第124号）等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機 密 性 1

警察庁丙組組企発第 215 号

警察庁丙備企発第 194 号

令和元年 11 月 8 日

経済産業省製造産業局長 殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長

警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について（要請その 130）

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」（令和元年 11 月 8 日付け外務省告示第 195 号）及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」（令和元年 11 月 8 日付け国家公安委員会告示第 41 号）により資産（財産）凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号。以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成 26 年法律第 124 号。以下「国際テロリスト財産凍結法」という。）により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、宝石商に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、I S I L その他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について国際テロリスト財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件
○外務省告示第九十五号
平成十三年外務省告示第三百三十二号及び令和元年外務省告示第七百七十九号を含む関連の告示に關し、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号に基づき設立された各理事会委員会が令和元年十一月五日に行つた決定等に基づき、同理事会決議第千二百六十七号4(b)、第千三百三十三号8(c)、第千三百九十号2(a)、第千九百八十八号1(a)、第千九百八十九号1(a)に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を次のように改正する。

令和元年十一月八日
外務大臣 茂木 敏充
次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分を二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後

(別表)

[1. ～409. 略]

410. 削除

通出後

(別表)

[1. ～409. 同左]

410.

ムラード・ベン・アリ・ベン・アル・バシール・アル・ト
 ラーブルシ (別名: (a)アブー・チバ・ブラヒム、1966
 年9月2日にリビアにて出生(b)アローリ・タウフイーク、
 1964年9月2日にチュニジアにて出生(c)ベン・サラ
 フ・アドナン、1966年4月2日にチュニジアにて出生
 (d)サッシ・アゲル、1966年9月2日にチュニジアにて
 出生(e)サラム・カメル、1963年2月2日にチュニジア
 にて出生(f)サラフ・アドナン、1965年に2月4日にア
 ルジェリアにて出生(g)アローリ・ファイセル、1965年
 3月2日にチュニジアにて出生(h)ベンタイブ・アモール、
 1965年2月9日にモロッコにて出生(i)アドナン・サ
 ラフ、1966年4月1日にチュニジアにて出生(j)ハス
 ナーウィ・メリト、1972年にモロッコにて出生(k)アロ
 ーリ・タウフイーク・ベン・タイエブ、1964年2月9
 日にチュニジアにて出生 (l) アブエチバ・ブラヒム、1
 966年9月2日にレバノンにて出生(m) ファリド・アロ
 ーリ、1964年6月2日にチュニジアにて出生(n) ベン・
 マジド、1966年6月2日にレバノンにて出生(o) マシ・
 サッシ、1972年6月2日にリビアにて出生(p) サラ
 フ・ベン・アナン、1966年4月2日にチュニジアにて

出生(q)ハスナウイ・メリト、1972年にモロッコにて出生(r)アブ・ジャラ

MOURAD BEN ALI BEN AL-BASHEER AL-TRABELSI

(a. k. a. : (a)Aboue Chiba Brahim, born 2 Sep. 1966 in

Libya (b)Arouri Taoufik, born 2 Sep. 1964 in Tunisia

(c)Ben Salah Adnan, born 2 Apr. 1966 in Tunisia

(d)Sassi Adel, born 2 Sep. 1966 in Tunisia (e)Salam

KameI, born 2 Feb. 1963 in Tunisia (f)Saiah Adnan,

born 4 Feb. 1965 in Algeria (g)Arouri Faisel, born 2

Mar. 1965 in Tunisia (h)Bentaib Amour, born 9 Feb.

1965 in Morocco (i)Adnan Salah, born 1 Apr. 1966 in

Tunisia (j)Hasnaoui Mellit, born in 1972 in Morocco

(k)Arouri Taoufik ben Taieb, born 9 Feb. 1964 in

Tunisia (l)Abouehiba Brahim, born 2 Sep. 1966 in

Lebanon (m)Farid Arouri, born 2 Jun. 1964 in Tunisia

(n) Ben Magid, born 2 Jun. 1966 in Lebanon (o)Maci

Ssassi, born 2 Jun. 1972 in Libya (p) Salah ben Anan,

born 2 Apr. 1966 in Tunisia (q)Hasnaoui Mellit, born

in 1972 in Morocco (r)Abou Djarrah)

称号：不明

役職：不明

生年月日：1969年5月20日

出生地：Manzil Tmim, Tunisia

国籍：チュニジア

旅券番号：チュニジア旅券 6827238 (1996年6月1日発行、2001年5月31日失効)

ID番号：05093588

住所：Libya Street Number 9, Manzil Tmim, Nabeul, Tunisia

国連制裁委員会による指定日：2003年11月12日 (2005年12月20日、2009年8月10日、2011年5月16日及び2016年2月23日に改訂)

その他の情報：2008年12月13日にイタリアからチュニジアに引き渡された。2011年11月29日に、無免許で遺跡を発掘したとして、グロンバリア第一審裁判所が発した命令によって、モーナギア刑務所に投獄された (事件番号 12680/2011)。2011年12月27日に、同一人に対する容疑が否定され、釈放された。シエンゲン域内 (シエンゲン協定国の領域内) 入域不許可処分を受けている。母親の名前は Mabrukah al-Yazidi。安全保障理事会決議 1822 (2008年) に基づき見直しは 2010年4月22日に終了した。

[411. ~778. 略]

[411. ~778. 同左]

備考 表中の「」は略記号を示し、その後の数字は「」内の数字と一致する。

○国家公安委員会告示第四十一号

次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）第三条第三項において準用する同条第二項の規定に基づき告示する。

令和元年十一月八日

国家公安委員会委員長 武田 良太

氏名 ムラード・ビン・アリ・ビン・アル・バジール・アル・トラードルシ (MOURAD BEN ALI BEN AL-BASHEER AL-TRABELSI)

名簿に記載された年月日 2003年11月12日（2005年12月20日、2009年8月10日、2011年5月16日及び2016年2月23日に改訂）

名簿記載者公告番号 QI-77